

# 富士宮市困難な問題を抱える女性への支援 及び配偶者等からの暴力の防止並びに 被害者支援基本計画

～その人らしくその人のウェルビーイングの実現を目指します～

(令和8年度～令和12年度)

令和8年(2026年)3月

富士宮市

## はじめに

人は誰でも人として尊重され、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。これは、人種や民族、国籍や性別を超えて、すべての人に共通する権利です。

その一方で、配偶者等からの暴力、いわゆるDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうと容認できるものではありません。

富士宮市のDV対策や支援は、被害者に寄り添い、自己決定するための関わり方や、庁内の各部署を始め、関係機関との連携体制を築くなど、女性相談支援員を中心に20年に渡り相談体制を強化してまいりました。

それらの積み重ねにより、富士宮市のDV被害者の相談支援体制は適切に機能し、被害者が安心して相談や支援が受けられる体制になったと自負しております。

この度、富士宮市のDV対策基本計画の見直しに当たり、富士宮市では、DV対策や、DV被害者支援の知見を継承し、更に、新たに困難な問題を抱える女性に対する支援に関する法律が施行されたことを受け、相談内容は、DV被害者の相談支援と重なる部分も多いことから、富士宮市では女性支援法に基づく基本計画にDV防止法に基づく基本計画を包摂して策定することとしました。

困難な問題を抱える女性に対する支援については、まずは、広く市民に女性特有の困難さについての啓発を行うことや、従来から女性の相談を実施している各機関と連携を行うことで、困難な問題を抱えている女性が相談しやすいまちづくりを目指してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり専門的かつ建設的なご意見をいただきました策定委員会の委員の皆様、市民意識調査及びパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様に厚く御礼を申し上げます。



令和8年3月

富士宮市長 須藤 秀忠



# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の背景	4
2 計画の策定方針・位置づけ	6
3 計画期間	7
4 本計画の対象者	7
第2章 富士宮市における困難な問題を抱える女性支援の現状と課題	8
1 富士宮市の現状（令和6年度）	8
2 前計画（令和3年度策定）からの取り組むべき課題	10
3 市民意識調査、関係機関へのヒアリングの実施	11
4 富士宮市の役割	13
第3章 計画の体系	13
1 基本理念	13
2 基本的な考え方	13
3 基本目標	14
4 施策体系	14
第4章 施策の方向性と展開	17
基本目標1 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進	17
個別目標（1）市民に対する人権意識の醸成	17
個別目標（2）人権教育の推進	21
個別目標（3）相談窓口の周知	25
個別目標（4）関係機関への研修の実施	27
基本目標2 安全で安心できる相談体制づくりの推進	29
個別目標（1）相談体制の強化	29
個別目標（2）関係機関との連携強化	32
個別目標（3）相談員の専門性の向上	33
個別目標（4）複合的問題を抱える女性及びDV被害者への対応の充実	34
基本目標3 当事者の安全を守る保護環境の整備	35
個別目標（1）緊急時における安全の確保と一時保護	35
個別目標（2）DV被害者等に関する情報の保護	37
基本目標4 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施	38
個別目標（1）生活再建に向けた支援	38
個別目標（2）関係機関との連携強化	41
個別目標（3）同伴するこどもへの支援の充実	42
個別目標（4）民間支援団体等との連携強化	43
第5章 計画の推進	44
第6章 資料編（策定経過・パブコメの結果・用語説明）	45

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

日本の女性への支援は、婦人保護事業（現女性支援事業）を中心に展開されてきました。昭和31年に制定された「売春防止法」に基づき「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」の保護更生を図る事業として始まり、第4章で「婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設」は実施3機関として位置づけられてきました。

社会・経済状況の変化に伴い、配偶者からの暴力や、ストーカー被害の他、生活困難や家庭環境など様々な課題を抱えた女性の相談が増えたことにより、婦人保護事業の対象範囲を拡大し、多様な支援ニーズに対応してきましたが、婦人保護事業の制度だけでは限界があることが課題となりました。

さらに、コロナ禍以降、女性の生活困窮相談やDV相談が著しく増加しました。

DV相談としては、身体的暴力より精神的暴力が上回り、配偶者からの暴力だけでなく、親子間における暴力や、8050問題における暴力など暴力の複雑化が表面化しました。

また、若年女性が相談窓口にたどり着けない状況や、孤立しがちな中高年女性、障がい、高齢者、外国人の女性が抱える困難な問題も浮き彫りになっています。

これらの問題や課題と、女性は、女性であることに起因する構造的な困難が重なり合い関わり合う状況にさらされることにより、自分らしく生きることや、自己実現が困難な状況に置かれています。これは、自己責任論では解決できない問題です。

これらを受け、現在の社会ニーズに対応できる包括的な女性支援の必要性が高まり、令和4年5月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）が成立し、令和6年4月から施行されました。

女性支援法では、「売春防止法」から脱却し、支援の対象を「さまざまな困難な問題を抱える女性」とし、「女性の福祉・人権の尊重」という観点で支援を行うことが明記されました。また、「売春防止法」第4章保護更生の婦人保護事業は廃止され、「女性相談支援センター」、「女性相談支援員」、「女性自立支援施設」と、それぞれ名称を変更し、支援の中心機関として新しい理念・枠組みの下、支援を行うこととなりました。加えて、行政の支援が届きにくい女性もいることなどから民間団体と協働すべきことも挙げられ、関係機関

及び民間団体との協働により、早期から切れ目ない支援を行うことが明記されました。

女性支援法は、人権の尊重、女性の生活再建に向けた社会変革を求めており、基本理念に当事者の意思の尊重をはじめとする個別支援の重要性が示され、女性福祉の増進が包括的に図られるよう整備すること、また人権擁護、男女平等の実現を目指すことが示されました。今後、取り組むべきことは、今までと同様に、またそれ以上に女性の立場に寄り添った支援を行うこと、女性福祉の構築を目指し、当事者の意思の尊重と心身の健康回復、多様なニーズに対応し得る包括的な支援を目指し、多機関・民間との協働による支援を行うことであり、これらを公的責任を軸として進めていくことが必要であると考えます。

本市では、こうした背景をもとに、困難な問題を抱える女性一人ひとりに対する支援が地域格差なく受けられ、女性が主体的に生きられる社会と、当事者である相談者の自己決定が尊重され、安全安心に過ごせる社会、ウェルビーイング※1の実現を目指します。

男女共同参画社会は、個人としての尊厳が重んぜられることなど男女の人権がともに尊重される社会です。この社会の実現を阻害する要因のひとつに配偶者からの暴力（DV）があります。この問題はときには犯罪になる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、その多くが外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという特徴があります。このような状況を改善するため、本市では平成26年度に「富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DV防止等の施策を総合的に推進してきました。

この度、女性支援法に基づく基本計画の策定にあたり、対象者及び支援内容の大部分が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という）に基づく基本計画と重複していることから、女性支援法に基づく基本計画にDV防止法に基づく基本計画を包摂して策定することとしました。

※1 ウェルビーイングとは 個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

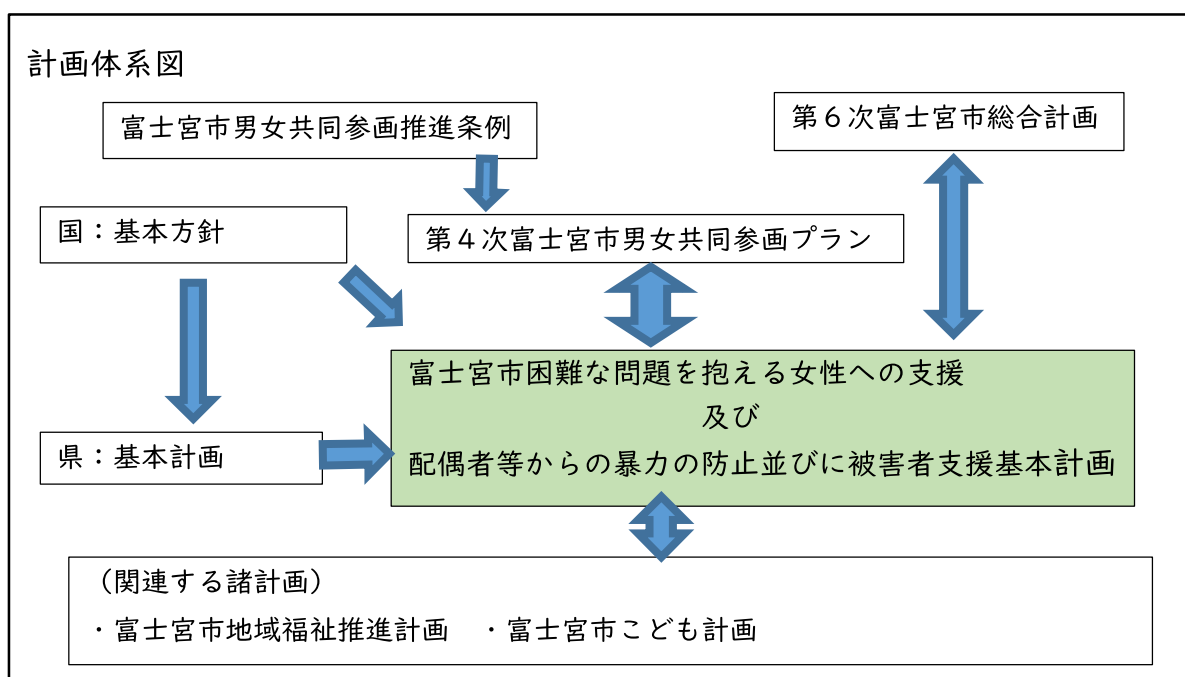
## 2 計画の策定方針・位置づけ

### 策定方針

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「第2次富士宮市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の次期計画の策定に合わせ、本計画と、令和6年4月1日に施行された新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項の規定に基づく基本計画とを一体化して策定を行うものです。

### 計画の位置づけ

本計画は、富士宮市総合計画を上位計画とし、本計画の取組の推進を通して、関連する重点取組や関連施策の目標達成をめざします。また、本計画は、国の基本方針に即し、静岡県の「第4次静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」及び「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の内容にも整合を図っているほか、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定された「富士宮市第4次男女共同参画プラン」をはじめ、市の各分野における関連計画に掲げる施策、事業と連携して、困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らすことができる環境を整えることを目的とした計画として位置づけています。



### 3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

### 4 本計画の対象者

#### (1) 女性支援法第2条に規定する「困難な問題を抱える女性」※2

性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、DVや虐待、孤立・孤独など、家庭の状況や地域の関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性あるいはそのおそれのある女性であり、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず支援の対象とします。

#### (2) DV防止法第1条に規定する「配偶者等からの暴力を受けた者」※3

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚）にある者及び元配偶者（離婚（事実婚の場合は事実上離婚したと同様の事情）前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）を含み、性別を問いません。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く）及び生活の本拠を共にしていた元交際相手（交際関係を解消する前に暴力を受け、交際解消後も引き続き暴力を受ける場合）も含みます。

#### ※2 「困難な問題を抱える女性」における女性特有の困難さとは

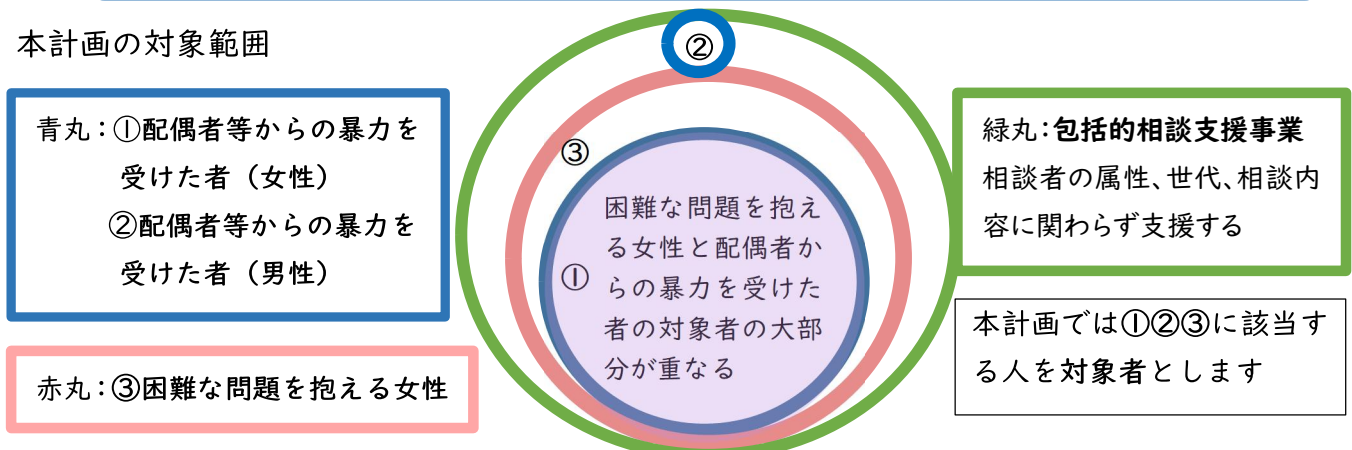
- ・女性性に起因する困難さ⇒性暴力や性的虐待、性的搾取等の被害にあいやすい。  
月経・妊娠や出産に伴う（生理の貧困等）女性特有の問題。
  - ・社会構造の問題 ⇒ジェンダーに関するバイアス（偏見）、男女間の賃金格差  
不安定な就労状況・非正規雇用の多くが女性等。
- \*困難な状況にあればあるほど、支援は求めにくくなります。いまだ気づかれていない困難を見つけ、支えていくことが、自治体、そして社会全体に求められています。

#### ※3 「配偶者等からの暴力を受けた者」とは

「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力・性的暴力・経済的暴力等）を指します。

なお、本計画においては、上記に加え、恋人など親密な関係において暴力を受けた者（デートDV）も「配偶者からの暴力を受けた者」に含むこととします。

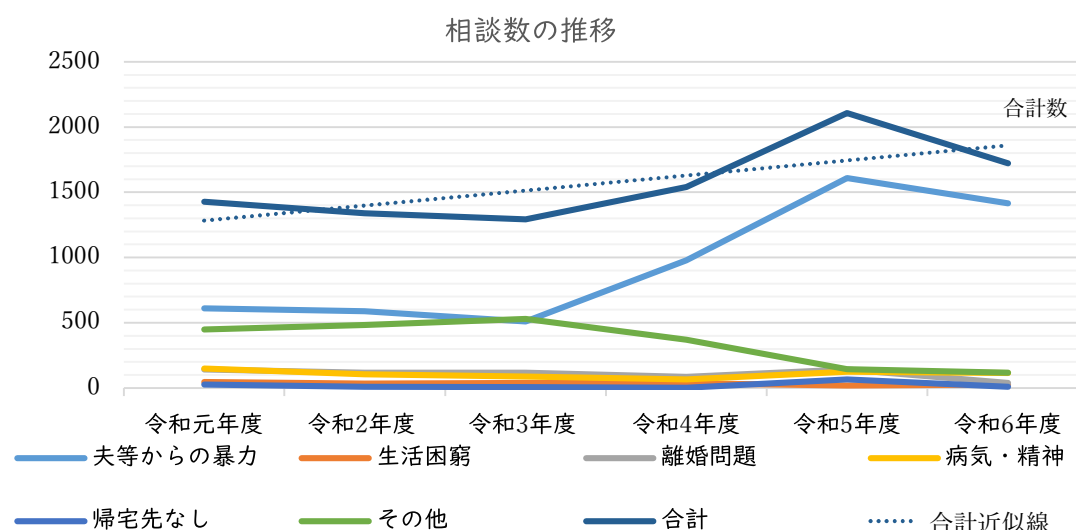
#### 本計画の対象範囲



## 第2章 富士宮市における困難な問題を抱える女性支援の現状と課題

### 1 富士宮市の現状（令和6年度）

#### 女性相談数の推移と傾向



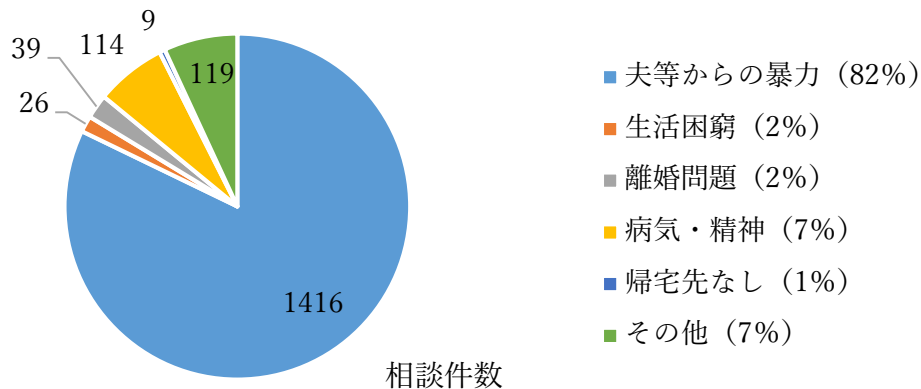
令和6年度の相談件数は1,723件、新規相談者は136名と過去最高数で、近年は継続相談が増加しています。相談内容の複雑化、多様化、問題解決までの長期化が数字に表れています。DV問題を主訴として、その裏に病気や貧困、家族の問題等複合的な問題を抱えているケースが増えています。

また、コロナ禍以降の相談の増加は顕著となっているほか、相談内容も複雑化、多様化し、問題解決までに相当な時間を要しています。

(参考) 富士宮市 女性相談・DV相談状況

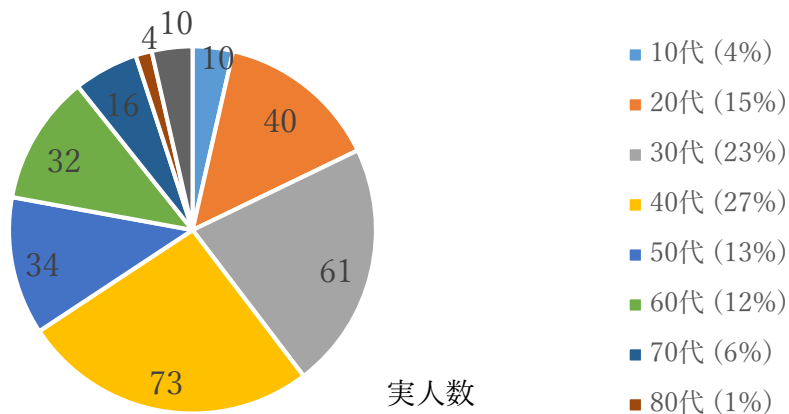
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数		1,340	1,293	1,531	2,109	1,723
内訳	電話	839	837	859	1,335	952
	面接等	501	456	672	774	771
実人数		261	231	309	273	281
内訳	新規人数	122	89	119	117	136
	継続人数	139	142	190	156	145
一時保護数		4	4	2	9	3
保護命令申立件数		4	1	0	1	4
外国人実人数		6	5	5	11	6

### 女性相談の主訴と傾向



相談の主訴として、夫等からの暴力の相談が全体の82パーセントを占めています。相談の入り口が暴力の相談の場合は、その後の相談や複合的な相談も暴力とカウントしているため、暴力の相談の比率が高く表れています。暴力に加え、離婚問題、病気・精神の問題、こどもの発達問題、貧困問題等、複合的な問題を抱えている方がほとんどです。また、DVの相談は、10年以上経過し再燃することもあり、相談者とは細く長くつながっていることが多くあります。配偶者からのDV相談だけでなく、いわゆるファミリーバイオレンス（親から子・子から親への暴力）の相談も多くあります。

### 女性相談の年代別相談者数



相談者の年齢は18歳から87歳までと幅広く、その中で40代が最も多く、次に30代が続いています。30代と40代で全体の5割を占めます。この年代からの相談は、夫のDVを理由とした離婚相談に加えて、こどもの養育や両親との確執等、複合的な問題を抱えるケースがほとんどです。増加傾向にある70代以上の相談は7%となり、長年に渡る夫からの支配や息子からのDV相談が多い傾向です。

## 2 前計画（令和3年度策定）からの取り組むべき課題

### 基本目標1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進

DVを容認しない地域づくりの推進として、市職員に対し、DV対応研修会を毎年開催しているほか、全公立中学生を対象に、人権教育講演会「デートDV講座」を実施してきました。今後は全世代を対象にDVに対する啓発活動を拡充したいと考えており、特に若い世代への啓発が課題です。

### 基本目標2 安全で安心して相談できる体制づくり

- ① 被害者に寄り添った支援ができる相談体制の充実を図ってきましたが、相談件数は年々増加傾向にあり、その相談内容は複雑多様となり問題解決までの期間も長期化しています。複雑な問題に対応できる女性相談支援員の専門性の更なる向上と、安定・充実した相談体制づくりが課題です。
- ② 女性に限らず高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など専門性が求められる相談に対応できる体制づくりが課題です。  
また、男性相談を総合相談としてどのように対応していくかが課題です。

### 基本目標3 DV被害者と同伴するこどもの安全を守る保護環境の整備

- ① 緊急時は特に本人の状態像に合わせた対応が必要になります。帰宅先なしの方、障がいの状況、心身の状況、同伴のこどもを有しているなどで対応が異なります。今後も、被害者の様々な状態像と同伴するこどもの状況に即した対応の充実が課題です。
- ② DV被害者や同伴者が、加害者から居住場所を探られないよう、加害者への対応を関係機関で連携する必要があります。特にマイナンバー制度については、個人情報を家族等が閲覧できる場合があるなど、利用する上での注意点等の周知が課題です。

### 基本目標4 DV被害者の生活再建に向けたきめ細かな支援の実施

- ① DV被害者の生活再建に向けた就業支援やメンタルヘルスケア等について民間機関等と更なる連携・協働の推進が課題です。
- ② DVの被害者と同伴しているこどもは、加害者から離れ自立した生活を開始しても心理的なダメージを受けているため、心のケアが必要となります。  
今後もDV被害者とそのこどもに対して、関係機関と切れ目がないよう生活再建に向けたきめ細かな支援の充実が課題です。
- ③ DV被害者の住宅確保について、金銭的余裕がない、保証人が立てられないなどの状況に対応できるように居住支援体制の充実が課題です。

### 3 市民意識調査、関係機関へのヒアリングの実施

○本計画策定の参考とするため、市民意識調査及び関係機関の担当者に対するヒアリングを実施しました。

#### ■市民意識調査実施状況

調査名	「富士宮市困難な問題を抱える女性への支援及び配偶者等からの暴力の防止並びに被害者支援基本計画策定」に関するアンケート
調査対象	一般市民（18歳以上75歳未満無作為抽出 前回同様を想定）
標本数及び回答数	標本数 1,500件 回答数 453件 回答率 30.2% （前回R3調査時 標本数 1,500件 回答数 501件 回答率 33.4%）
調査項目	調査票 12項 38問（前回、R3調査時7項 20問）
調査期間	令和7年8月1日から令和7年8月20日まで
調査方法	委託事業者にて郵送、回収、集計を実施しました。 紙面及びウェブで回答ができるようにしました。
市民意識調査の総括	<p>前回調査との比較をするため、DV対策基本計画については、質問内容を大きく変更していませんが、女性支援法に関連した質問を追加し、年齢層や標本数は前回調査時と同じ条件で調査を行いました。</p> <p>DV対策基本計画部分に関しては、おおむね前回と同様の傾向でしたが、特筆すべきは、問17のパートナーから暴力を受けたり、パートナーへ暴力をふるったことがあるかの質問に対し、被害者の多くは女性でしたが、暴力の内容で見ると、精神的な暴力が最も多く、前回まで一番だった身体的な暴力を上回る結果となりました。これは、現在の女性相談の内容と合致する結果となりました。</p> <p>次に、問10の性別役割分担意識の是非に関する質問では、男性、女性共に賛成と答えた割合が減少したものの、反対と答えた割合も減少し、わからないと回答した人の割合が大幅に増えた調査結果となりました。</p> <p>これは、性別役割分担意識を意識しない意味であれば歓迎すべきですが、単純にわからないのであれば啓発が必要であることを示しています。この設問について、暴力をふるったことがある男性に限って着目すると、「どちらかといえば賛成」と答えた割合が33%と一番多く、暴力をふるう男性に性別役割分担意識が根強く残っており、啓発の必要性を示していると言えます。</p> <p>女性支援法に関連した質問については、「法律があることも内容も知らない」と回答した割合が8割でしたが、「関心がある」と回答した割合が、「やや関心がある」を含め6割あったことから、関心の高さが伺えました。また、女性のみ質問した問33のあなたが抱える悩みや困</p>

	<p>りごとの問いでは、将来についてぼんやりとした不安があると答えた割合が一番高く、様々な潜在的な不安に寄り添う必要がある事を示しています。特に、暴力を受けたことがある女性に限って見ると、「ぼんやりとした不安がある」と答えた割合が一番でしたが、次に「家計が苦しい」、「借金、失業、収入が低いなど経済的な問題がある」、「社会生活の中で経済的・地位的に男女の格差があり、男性が優遇されていると感じる」と続き、まさに困難な問題を抱える女性における女性特有の困難さを示した結果でした。</p> <p>さらに、問15のDVについてどう感じているかの問いについて「人権侵害だと思う」と答えた割合は、女性全体では41%であり、暴力を受けたことがある女性においても51%に留まっていることから、更なる人権意識の啓発の必要性が確認できました。</p> <p>最後に、自由記述にて、切実な状況を吐露している回答が散見されています。</p>
--	---

■関係機関ヒアリング実施状況

実施方法	関係機関（庁内18機関、外部6機関）の担当者にヒアリングを実施しました。
ヒアリングの総括	<p>全ての関係部署及び関係機関において、女性相談と適切に連携した丁寧な対応が取れていることが確認できました。今後も引き続き同様な連携と、切れ目のない支援を行うことを確認しました。</p> <p>相談者が、市の女性相談に相談する心理的ハードルが高いとの意見が複数聞かれました。気軽に相談できる仕組みづくりについて検討が必要です。</p> <p>男性相談及び男性のDV相談について、現時点では相談数が少ないため具体的な方策には至りませんでした。ニーズがあることは確認できました。今後の状況変化に対応できるよう、男性相談の先行事例等の研究及び方向性の検討を行います。</p> <p>増加している精神的な問題を抱える相談者や、一時保護後のDV被害者等への心理的ケアを担える機関が不足している現状が複数聞かれました。心理的ケアの充足に関する課題をどのように扱うのか検討が必要です。</p> <p>DV対応研修に参加したいが病院や保育園等の現場を空けることが難しいため、定例会議等にあわせて出張研修を行えないかとの意見が複数聞かれました。</p>

## 4 富士宮市の役割

- 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。あわせて、早期に相談できる環境づくりを推進し、庁内外の関係機関や民間団体と連携し早期から切れ目のない支援を目指します。
- 児童福祉、母子保健、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の必要な制度を所管する当該庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- 必要に応じて支援対象者を県や他の市町、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携に努めます。
- 庁内での情報共有及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が柔軟に参加できるようにするなど会議の開催等の工夫に努めます。
- 女性相談支援員の適正な配置や支援調整機能の強化に努めます。
- 相談者に対し支援窓口の周知等に努めるほか、支援対象者の支援活動を行う民間団体と協働して積極的に女性支援を担うことに努めます。
- 秘匿性の高い支援を行うことなど、DV支援の特性に即した基本的な役割について十分認識した上で、相談体制の強化を推進します。

## 第3章 計画の体系

### 1 基本理念

困難な問題を抱える女性を含めたすべての人の人権が尊重され、最適な支援に結び付くと共に、暴力（DV）のない安全・安心に暮らせるまちを目指します。

～その人らしくその人のウェルビーイングの実現を目指します～

### 2 基本的な考え方

～当事者の意思を尊重した支援～

女性支援法の基本理念に沿って、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、当事者主体かつ当事者の意思を尊重した支援を実施します。

また、様々な状況にある困難な問題を抱える女性を年齢・障がいの有無・国籍を問わず支援します。包括的な切れ目のない支援提供を目指し、関係各課・関係機関・民間団体との連携を強化し、これまでに女性相談窓口や福祉的支援につながりにくかった、若年女性や中年層単身女性等が相談につながりやすい相談窓口の周知や改善を行ないます。

### 3 基本目標

本編第1章の計画策定の背景、計画の策定方針・位置づけを踏まえ、第2章の富士宮市の現状を勘案し、4つの基本目標を設定し施策体系を整理しています。

**基本目標1** 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進

**基本目標2** 安全で安心できる相談体制づくりの推進

**基本目標3** 当事者の安全を守る保護環境の整備

**基本目標4** 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施

### 4 施策体系

**基本目標1** 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進

個別目標	施策の方向
(1) 市民に対する人権意識の醸成	① 広報や市ホームページ等による啓発（継続） ② 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進（継続） ③ DV防止講座や、ジェンダー意識に関する講座の実施（拡充） ④ 市民意識調査の実施（継続）
(2) 人権教育の推進	① 若年層（学校等）における人権教育の推進（若い世代へのデートDV防止に関する講座の実施）（継続） ② 男女平等・家庭内における相互尊重の育見の推進（継続） ③ 教員等学校関係者に対する周知（継続） ④ 女性特有の困難さについての理解と啓発（新規）
(3) 相談窓口の周知	① 女性相談・DV相談案内カードの配布（継続） ② リーフレットを利用した窓口の周知（継続） ③ メディアなどを活用した窓口の周知（継続）
(4) 関係機関への研修の実施	① 早期発見のための関係者（医療、教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員等）への啓発（継続） ② 県対応マニュアルの医療機関への周知（拡充） ③ 二次被害の防止のための研修（継続） ④ 関係職員等への研修の実施（継続）

## 基本目標2 安全で安心できる相談体制づくりの推進

個別目標	施策の方向
(1)相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談者の自己決定を尊重した柔軟な対応（継続）</li> <li>②無料法律相談・無料人権相談の活用（継続）</li> <li>③相談体制の整備と充実（拡充）</li> <li>④苦情処理の体制の整備（継続）</li> <li>⑤加害者向けプログラムに関する情報収集（継続）</li> <li>⑥男性DV被害者に対する相談体制の検討（継続）</li> </ul>
(2)関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①DV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）の開催（拡充）</li> <li>②富士宮市要保護児童対策地域協議会での連携（継続）</li> <li>③静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議での連携（新規）</li> </ul>
(3)相談員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談員の研修参加・支援体制の充実（拡充）</li> <li>②関係機関との情報共有・ケース検討の実施（継続）</li> </ul>
(4)複合的問題を抱える女性及びDV被害者への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①若年層の支援機関との連携（新規）</li> <li>②母子・妊婦等の支援機関との連携（新規）</li> <li>③生活困窮者支援機関との連携（新規）</li> <li>④障がい者相談支援機関との連携強化（継続）</li> <li>⑤地域包括支援センターとの連携強化（継続）</li> <li>⑥外国人相談機関との連携強化（継続）</li> <li>⑦医療機関との連携（新規）</li> </ul>

## 基本目標3 当事者の安全を守る保護環境の整備

個別目標	施策の方向
(1)緊急時における安全の確保と一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>①警察との連携強化（継続）</li> <li>②静岡県女性相談支援センターと連携した一時保護の実施（継続）</li> <li>③緊急時における安全の確保（拡充）</li> <li>④緊急援護費の活用（継続）</li> <li>⑤保護命令等に関する支援及び関係機関への手続きの支援（継続）</li> <li>⑥同伴することもへの配慮と支援（継続）</li> </ul>
(2)DV被害者等に関する情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民基本台帳事務における支援措置の活用（継続）</li> <li>②関係部署による個人情報管理の徹底（継続）</li> <li>③加害者対応の徹底（継続）</li> <li>④マイナンバー制度に関わる秘密保持の徹底（新規）</li> </ul>

## 基本目標4 当事者の生活再建に向けたきめ細やかな支援の実施

### 個別目標

### 施策の方向

(1)生活再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>①生活保護等の制度の適切な情報提供と活用（継続）</li><li>②児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、児童手当等の活用（継続）</li><li>③自立支援に向けての支援計画と切れ目のない支援（継続）</li><li>④市営住宅への入居の相談（継続）</li><li>⑤住宅確保の支援（継続）</li><li>⑥母子生活支援施設の活用（継続）</li><li>⑦被害者の居場所が特定されない支援（継続）</li><li>⑧心のケアのサポート(相談機関の紹介、カウンセリング等)（継続）</li><li>⑨市民相談・法テラス等の活用（継続）</li></ul>
(2)関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>①関係部署との連携・ケース会議の随時実施（継続）</li><li>②被害者への対応マニュアルの整備（継続）</li><li>③被害者への同行支援の実施（継続）</li><li>④他県、他市との連携（継続）</li><li>⑤関係機関と連携した支援の強化（継続）</li><li>⑥民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携（継続）</li></ul>
(3)同伴する子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>①こどもの就学・就園支援（継続）</li><li>②こどもの心のケアの実施（拡充）</li><li>③子育て制度の情報提供（継続）</li><li>④こどもの健やかな発達のための養育支援（継続）</li></ul>
(4)民間支援団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>①民間支援団体との連携強化（継続）</li><li>②転居後の生活を支える環境の整備（継続）</li><li>③民間が運営する保護施設等の開拓（新規）</li></ul>